

○和泉短期大学 障がいのある学生等の修学支援に関する規程

制定 2014年5月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、和泉短期大学（以下「本学」という。）に入学あるいは在学する障がい等により合理的配慮を要する学生（以下「障がいのある学生等」という。）に対し、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「障がいのある学生等」とは、障害者基本法第二条第一項にいう「障害者」（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者）及び、これに準ずる障がい等を有する者とし、本人が支援を受けることを希望し、かつ、第4条に定める障がいのある学生等修学支援委員会においてその必要性が認められた者をいう。

(支援の申出)

第3条 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がいのある学生等本人から申し出ることができる。

2 支援の申し出先は、学生支援ユニットとする。

(障がいのある学生等修学支援委員会)

第4条 障がいのある学生等の支援に関する事項を審議するため、障がいのある学生等修学支援委員会（以下、「委員会」とする。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 申し出に対する支援の必要性に関すること。
- 二 障がいのある学生等の支援のための具体的方策に関すること。
- 三 障がいのある学生等の教育及び学生生活に係る指導助言及び啓発に関すること。
- 四 障がいのある学生等に係る施設整備に関すること。
- 五 関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- 六 その他障がいのある学生の支援に関し必要な事項。

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 教務部長

三 実習・ボランティアセンター長

四 学生支援ユニットリーダー

五 当該障がいのある学生等の属するグループアドバイザー

六 その他学長が指名する者

- 4 前項第一号から第四号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員会には委員長を置くこととし、学長が任命する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 委員会は、障がいのある学生等への支援の検討に必要な書面（障害者手帳、診断書等）の提出を求めることができる。
- 9 委員会に関する事務は、学生支援ユニットが行う。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、委員会の発議により教授会の審議を経て、理事会で決定される。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の発議により教授会が別に定めることができる。

附 則

この規則は、2014年5月24日より施行する。